

駐車場の駐車位置移動日は3月28日(日)です

駐車場利用者の皆様へ

- ① 3月28日(日)当日は正午までに現在の駐車位置から車両を移動してください。
- ② 正午以降、新しい駐車位置をご利用ください。

■ 当日、車両移動ができない方のためにバリカー(車止め)を降ろし、各号棟前の車路を臨時に開放いたします。

期間は3月27日(土)午前11時から29日(月)正午までです。

この措置はあくまでも円滑な車両移動のためのものです。駐車にあたっては歩行者・自転車に充分ご注意ください。また、事故防止、路面保護のため歩道に乗り上げる駐車はご遠慮ください。

■ 機械式駐車場の下段をご利用の方

- ① 引き続き利用される方は、今お使いのキーをそのままご使用ください。
- ② 下段を利用されなくなった方は移動後にキーを封筒に入れ(号棟号室、氏名を記入)管理事務所郵便受けにご返却ください。
- ③ 新たに利用される方には3月24日にキーをお届けしました。3月28日から使用してください。

■ 昭和飛行機駐車場・2階をご利用の方

- ① 今後利用されない方は3月28日移動後、定期カードを封筒に入れ、(号棟号室、氏名を記入)管理事務所郵便受けにご返却ください。
- ② 新たに利用される方には3月23日に定期カードをお届けしました。3月28日から使用してください。
- ③ 引き続き利用される方は、新しいカードの入っていた封筒に現在使用のカードを入れ、移動後に管理事務所郵便受けにご返却ください。



エレベーター内に手摺りを設置しました

アゼリア445号でもお知らせのとおり、20基すべてのエレベーターのかご内に手摺りを取り付けました。

昨年実施した「居住者アンケート調査」の結果、数多くのご質問などがありましたので、分かる範囲でお答えしたいと思います。

○ 消防設備に関するQ & A

Q : 室内に火災感知器がないがなぜか？また、11階にだけ付いているのはなぜか？

A : 当団地には14棟の建物がありますが、建物の構造によってすべての住戸に火災感知器が付いている棟と11階の住戸だけに付いている棟があります。

すべての住戸に付いている棟は、12、13、15、17、18、21、22号棟の7棟です。

それ以外の14、16、19、20、23、24、25号棟は11階の住戸だけに付いており、10階以下は各階段の共用廊下に非常ベルが付いています。

このことは、建物の構造によって設備の設置基準が異なるためです。

Q : 年2回実施している点検を1回にできないか？

A : 消防設備の点検は、消防関係法令によって6か月ごとにすべての設備の点検を実施して、その結果を3年ごとに消防署長に報告することが義務付けられています。したがって、点検を省略することはできません。

Q : 点検ばかりやって経費のムダではないか

A : 消防設備は何時でも完璧に作動することが必要です。

現在実施している6か月ごとの点検でもかなりの数の不具合箇所が出てきますが、直ちに修繕をして常に良好な状態を保っています。

「いざ」という時に役に立たない設備は、「無い」と同じこととなりますので、管理組合としても設備補修費を予算化して維持管理に努めているところです。

Q : 消火用のホースは使えるのか？

A : 何時でも使えるようになっています。(ただし、このホースは消防隊専用のものですので、われわれ住民が使うことはありません。)

各棟の10階の共用廊下部分にホース格納ボックスがありますが、この中に長さ20mのホースが4本ずつ入っています。

このホースは、当初設置したまま20年以上が経過しましたので、今年度108本すべてを更新し、新品と入れ替えました。

今後は10年経過した時点で耐圧試験を実施し、性能を確認する予定です。

Q : 設備を新型のものに変更できないか？

A : 多額の費用が掛ることと、各住戸の各室に立ち入って工事を実施しなければならないことなどから直ぐには出来ない状況です。

現在、長期修繕計画の中で更新の時期、予算などを検討しているところです。

Q : ベランダの隣家との境に物を置いている人がいるが大丈夫か？

A : ベランダは玄関からの避難が出来なくなったときの隣家への避難路になっています。避難は必ず二方向からできるように造られています。避難の障害になるものはベランダに置かないようお願いいたします。